

定性的な開示事項

■自己資本調達手段の概要

1. 当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金および利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

発行主体	京都北都信用金庫	
資本調達の手段の種類	普通出資	非累積的 永久優先出資
コア資本に係る 基礎項目の額に算入された額	4,884百万円	6,000百万円

2. 優先出資(引受先: 信金中央金庫等)105 億円のうち、45 億円につきましては、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 15 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度に 5 億円、平成 30 年度に 20 億円、令和 4 年度に 20 億円をそれぞれ消却しました。当年度末の「出資金」には、優先出資の消却に伴い、貸借対照表上「優先出資金」から「その他の出資金」に振り替えた 25 億円が含まれております。

■自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

1. 自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である 4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。
2. 当金庫は各エクスポージャーが特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
3. 将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

■信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 信用リスクは当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識に立ち、融資取引に際しては融資の基本原則(安全性、公共性、収益性、成長性、流動性の 5 原則)に則って厳正に判断を行うとともに、法令等の遵守・中小企業や地域社会の健全な発展等与信業務の基本的な指針を示したクレジットポリシーを制定し広く役職員に理解と遵守を促すなど、信用リスク管理を徹底しております。
2. 信用リスクの評価につきましては、当金庫では、小口多数取引の推進によるリスクの分散・極小化に努めるとともに、SDB(信金中央金庫地域・中小企業研究所総合企画部しんきんイノベーションハブ)のスコアリングモデル等の活用により個社別の信用リスク量を算出の上、業種別・地域別・融資規模別・自己査定による債務者区分別に集約しております。集約結果につきましては、定期的にリスク管理委員会において協議検討し理事会に報告を行うなど、適切な信用リスク管理に活用しております。
3. 貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、過去3年間の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づく額を計上しております。ただし、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した額が一定額以上で、かつ経営改善の見通しが不透明な先については、その残額と合理的に見積ったキャッシュ・フローにより回収されると見込まれる金額との差額を計上しております。
破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
また、新型コロナウイルス感染症の経済への影響は収束してきており、社会経済活動の正常化が進展していることを踏まえ、従来、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて追加計上していた一般貸倒引当金については、当事業年度に廃止しております。なお、これに伴う影響額は 206 百万円です。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に審査部署が資産査定を実施しております。なお、それぞれの結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

標準的手法が適用されるポートフォリオについて

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の 3 つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとの判定に適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・株式会社日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)



■信用リスク削減手法に関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 当金庫においては、融資の取上げに際しては、担保・保証に過度に依存することのないよう、お客さまの経営状況・事業計画・資金使途・回収可能性等さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識しております。
ただし、審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明を行い、ご理解をいただいた上でご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
2. 当金庫が取扱う担保には自金庫預金積金・有価証券・不動産・動産・売掛債権等、また、保証には人的保証・信用保証協会保証・保証会社保証等がありますが、その手続きにつきましては、当金庫が定める「融資事務取扱規程」「預金担保事務取扱要領」「不動産担保事務取扱要領」等に基づいて適切な事務取扱いを行っております。
3. 手形貸付・割引手形・証書貸付・当座貸越・債務保証・外国為替・デリバティブ取引・保証取引に関してお客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。こうした場合には、信用リスク削減方策の一つとして、各種契約書および約定書等に基づき法的に有効であることを確認するとともに、書面による事前の通知を行った上で預金相殺手続を行うこととしております。
なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

証券化取引はありません。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 「オペレーショナル・リスク管理方針」および「オペレーショナル・リスク管理規程」に基づき、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止ならびに発生時の影響度の極小化に努めております。
2. 事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」に基づき、事務の多様化や取引量の増加へ適切に対応するために、事務取扱要領等の整備、階層別事務研修の定期開催、事務部による臨店指導等、事務管理態勢の整備および職員の事務レベルの向上に努めるとともに、一元管理が可能な事務の本部集中化や機械化処理をすすめることにより、正確かつ迅速な事務処理の実施に努めております。
3. システムリスク管理については、「システムリスク管理方針」に基づき、適切なリスクコントロールを行うために、管理すべきリスクの所在や種類等を的確に認識し、システムリスクに係る事務規程・マニュアル等を整備するなど、システムリスク管理態勢の強化に努めております。
なお、当金庫は一般社団法人しんきん共同センターに加盟し、主要なコンピュータシステムは全て同センターのシステムを利用しております。一般社団法人しんきん共同センターと協働してリスクの削減に取り組むとともに、定期的な点検・検査、システム監査等を実施し、安定した業務を遂行しております。
また、近年増加しているサイバー攻撃についても、CSIRT 部会を組織し、サイバー攻撃への対応・対策の検討、標的型メール訓練や研修等を行い、サイバー被害防止に努めております。
4. その他のリスクについては、お客様サポートセンターの設置による苦情等への適切な対応、個人情報および情報セキュリティ管理態勢、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。
5. 一連のオペレーショナル・リスクに関連するリスクの状況については、定期的に事務システム委員会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会において協議検討し理事会に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

算出に使用する手法の名称

当金庫は標準的計測手法により算出しております。オペレーショナル・リスク相当額は、BIC（事業規模要素）の額に ILM（内部損失乗数）を乗じて算出しております。

なお、BIC の額は、BI（事業規模指標）に、BI の額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

BI の算出方法

BI は金利要素、役務要素、金融商品要素の直近 3 年間の平均値を合計して算出しております。

ILM の算出方法

ILM は「1」を用いております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

1. 銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。
 2. そのうち、上場株式、上場優先出資証券、投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価および予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度額の遵守状況を定期的にリスク管理委員会において協議検討し理事会に報告を行っております。一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余裕資金運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、理事会へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。
- なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券の時価会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

(1) リスク管理の方針

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会およびリスク管理委員会で協議検討し、理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手続き

市場リスク量の統一的な尺度としてVaR法(注1)を採用しているほか、BPV法(注2)やギャップ分析(注3)など、取引の特性に応じてリスクを多面的に分析・把握することにより、適切に市場リスクを管理しております。VaRは、投資有価証券取引は日次、預金・貸出金取引は月次にて計測しております。

(注1) VaR(バリュー・アット・リスク)計測の主な前提条件

- ・観測期間: 5年 信頼区間: 99% 保有期間: 120日
- ・GPS(グリッド・ポイント・センシティビティ)方式
- ・コア預金を考慮

[コア預金]

対象: 流動性預金全般(当座預金、普通預金、貯蓄預金等)

算定方法: ①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限としております。

満期: 5年以内(平均2.5年)

- (注2) BPV(ベシス・ポイント・バリュー)法
- ・金利1bp(0.01%)の変化により、保有資産・負債の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法

(注3) ギャップ分析

- ・資産・負債を金利更改期日ごとに区分し期間帯における運用・調達の構造を把握する方法

I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	29,197	30,430
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,390	15,384
うち、利益剰余金の額	13,946	15,186
うち、外部流出予定額(△)	139	139
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	596	457
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	596	457
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,794	30,888
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	168	130
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	168	130
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	860	1,020
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,028	1,150
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	28,765	29,737
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	301,693	300,623
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,388	15,846
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	317,082	316,469
自己資本比率		
自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.07%	9.39%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実の状況 | 単体情報

2. 定量的な開示事項

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	301,693	12,067	300,623	12,024
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	279,973	11,198	276,182	11,047
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	140	5
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	82	3	82	3
我が国の政府関係機関向け	310	12	360	14
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,263	2,370	56,787	2,271
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,440	177	4,295	171
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債券向けを含む。)	75,570	3,022	75,364	3,014
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,110	1,204	31,015	1,240
トランザクター向け	674	26	636	25
不動産関連向け	81,653	3,266	80,497	3,219
自己居住用不動産等向け	58,830	2,353	57,248	2,289
賃貸用不動産向け	21,293	851	22,137	885
事業用不動産関連向け	1,529	61	1,111	44
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	84	2,503	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	12,752	510	11,822	472
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	721	28	751	30
取立未済手形	21	0	17	0
信用保証協会等による保証付	2,000	80	1,967	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,319	52	1,171	46
上記以外	14,000	560	13,639	545
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,564	262	6,418	256
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関 等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,435	297	7,220	288
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,719	868	24,441	977
ルック・スルー方式	21,719	868	24,441	977
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た金額	15,388	615	15,846	633
BI	10,259	—	10,564	—
BIC	1,231	—	1,267	—
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	317,082	12,683	316,469	12,658

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バラン
ス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を
算定しております。
6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%



信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内	808,931	803,471	376,031	375,499	134,398	139,360	—	—	20,512	19,779
国外	18,955	19,462	—	—	18,955	19,462	—	—	—	—
地域別合計	827,887	822,933	376,031	375,499	153,354	158,822	—	—	20,512	19,779
製造業	44,510	44,962	20,394	20,346	23,833	24,456	—	—	3,014	3,231
農業、林業	827	771	827	771	—	—	—	—	43	53
漁業	42	36	42	36	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	359	368	359	368	—	—	—	—	67	65
建設業	33,877	34,220	32,504	33,158	1,301	1,000	—	—	2,590	2,759
電気・ガス・ 熱供給・水道業	9,219	9,832	1,090	960	8,029	8,772	—	—	—	—
情報通信業	2,240	2,036	326	351	1,903	1,683	—	—	—	—
運輸業、郵便業	16,672	17,076	6,613	6,445	9,912	10,533	—	—	440	508
卸売業、小売業	37,211	36,010	31,858	30,520	5,333	5,490	—	—	3,059	3,285
金融業、保険業	355,822	345,178	37,039	36,867	37,650	37,416	—	—	—	—
不動産業	42,753	42,614	36,287	35,966	6,004	6,357	—	—	2,833	1,478
物品賃貸業	1,487	1,314	1,487	1,314	—	—	—	—	6	6
学術研究、 専門・技術サービス業	1,974	1,993	1,949	1,968	—	—	—	—	31	29
宿泊業	13,659	12,996	13,659	12,996	—	—	—	—	2,819	3,020
飲食業	6,886	6,523	6,886	6,523	—	—	—	—	1,529	1,312
生活関連サービス業、 娯楽業	7,808	7,712	7,788	7,693	—	—	—	—	1,351	1,156
教育、学習支援業	1,443	1,552	1,443	1,552	—	—	—	—	37	34
医療、福祉	13,276	13,654	13,276	13,654	—	—	—	—	1,380	1,528
その他のサービス	8,631	8,954	5,824	5,687	2,169	1,869	—	—	249	238
国・地方公共団体等	91,441	99,168	34,018	37,628	57,215	61,242	—	—	—	—
個人	122,352	120,684	122,352	120,684	—	—	—	—	1,059	1,068
その他	15,386	15,268	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	827,887	822,933	376,031	375,499	153,354	158,822	—	—	20,512	19,779
1年以下	146,049	175,679	49,090	46,105	11,013	21,422	—	—		
1年超3年以下	92,561	92,236	12,768	14,912	39,730	44,762	—	—		
3年超5年以下	67,557	61,404	24,092	34,378	27,961	25,525	—	—		
5年超7年以下	49,261	42,353	43,506	32,852	5,755	4,494	—	—		
7年超10年以下	87,511	93,669	58,072	59,961	18,423	26,698	—	—		
10年超	287,632	270,827	185,992	184,740	50,469	35,918	—	—		
期間の定め のないもの	97,312	86,761	2,508	2,548	—	—	—	—		
残存期間別合計	827,887	822,933	376,031	375,499	153,354	158,822	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「延滞エクスポージャー等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、

「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には当金庫の有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

36 ページ「貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額」に記載しております。

自己資本の充実の状況 | 単体情報

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	422	507	498	550	60	7	362	500	498	550	0	－
農業、林業	7	8	8	37	－	－	7	8	8	37	－	－
漁業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業	4	5	5	6	－	－	4	5	5	6	－	－
建設業	1,168	1,117	1,106	1,069	109	15	1,059	1,101	1,106	1,069	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運輸業、郵便業	25	22	22	22	2	－	23	22	22	22	12	－
卸売業、小売業	531	526	443	532	96	40	435	486	443	532	－	18
金融業、保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不動産業	1,417	1,219	1,151	1,117	153	91	1,264	1,127	1,151	1,117	9	3
物品賃貸業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業	－	1	1	6	－	－	－	1	1	6	－	－
宿泊業	1,057	942	943	936	－	6	1,057	936	943	936	－	－
飲食業	562	564	793	522	－	76	562	487	793	522	0	－
生活関連サービス業、娯楽業	664	534	469	487	133	－	531	534	469	487	－	－
教育、学習支援業	0	0	0	1	－	－	0	0	0	1	－	－
医療、福祉	164	185	185	759	－	－	164	185	185	759	－	－
その他のサービス	5	10	5	8	－	－	5	10	5	8	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人	175	254	269	247	－	6	175	247	269	247	－	－
合計	6,208	5,900	5,904	6,305	555	244	5,653	5,656	5,904	6,305	22	21

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	7,862	—	7,862	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	81,611	—	81,611	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,004	—	1,004	—	140	14%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	69,927	—	69,927	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	826	—	826	—	82	10%
我が国の政府関係機関向け	4,600	—	4,600	—	360	8%
地方三公社向け	2,300	—	2,300	—	60	3%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	263,479	—	263,479	—	56,787	22%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,730	—	13,730	—	4,295	31%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	132,854	12,607	129,287	1,262	75,364	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	54,467	53,531	51,111	2,880	31,015	57%
トランザクター向け	—	39,388	—	1,749	636	36%
不動産関連向け	135,154	—	134,645	—	80,497	60%
自己居住用不動産等向け	106,565	—	106,247	—	57,248	54%
賃貸用不動産向け	26,984	—	26,809	—	22,137	83%
事業用不動産関連向け	1,604	—	1,587	—	1,111	70%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,003	—	2,003	—	2,503	125%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	9,176	158	8,996	17	11,822	131%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	893	—	893	—	751	84%
取立未済手形	89	—	89	—	17	20%
信用保証協会等による保証付	31,097	163	31,097	16	1,967	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	901	—	901	—	1,171	130%
合計					262,543	

(注)1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと
並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	7,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	81,611	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	-	-	704	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	69,927	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	826	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	992	3,607	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	2,000	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	229,388	-	30,976	-	-	-	-	-	-	2,916	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	5,026	-	5,605	-	-	-	-	-	-	2,901	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	41,246	-	-	-	-	-	-	-	-	29,580	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1	-	15,195	-	-	-	-	-	-	-	1,145	3,511	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	603	-	-	-	-	-	-	-	1,145	-	-	-	-
不動産関連向け	-	3	-	21,517	2,443	8,595	-	1,390	5	4,715	-	2,640	6,460	-	1,915	-
自己居住用不動産等向け	-	3	-	21,517	2,443	6,393	-	-	5	4,715	-	-	6,460	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,202	-	1,390	-	-	-	2,640	-	-	1,915	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C 向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	19	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	1,089	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	176	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	11,439	19,674	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	174,134	24,133	-	308,652	2,443	39,572	-	1,390	5	4,715	-	3,786	43,559	-	1,915	-

自己資本の充実の状況 | 単体情報

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計	
	令和7年度																
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,862
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81,611
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,004
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,927
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	826
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,600
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	263,479
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,730
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	3,608	-	43,307	-	-	12,806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	130,550
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	33,730	-	-	-	-	407	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53,991
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,749
不動産関連向け	66,267	3,188	-	-	-	-	-	15,486	-	-	-	-	14	-	-	-	134,645
自己居住用不動産等向け	64,679	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,247
賃貸用不動産向け	-	3,159	-	-	-	-	-	15,486	-	-	-	-	14	-	-	-	26,809
事業用不動産関連向け	1,587	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,587
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,003	-	-	-	2,003
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,073	-	-	-	-	-	6,797	-	-	-	9,013
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	715	-	-	-	-	-	-	-	-	-	893
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,114
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	901	-	-	901
合計	66,267	40,527	197	43,307	-	-	15,003	15,486	-	-	-	-	8,814	901	-	-	794,815

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	549,847	10,056	10	550,651
40%～70%	124,226	34,235	10	125,238
75%	38,358	9,687	12	36,003
80%	—	—	—	—
85%	48,330	9,050	10	46,045
90%～100%	15,437	4,376	10	14,691
105%～130%	15,949	—	—	15,864
150%	9,800	86	10	9,709
250%	1,319	—	—	1,319
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	803,269	67,493	10	799,522

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	549,580	9,628	10	550,332
40%～70%	119,291	33,441	10	120,243
75%	43,108	10,528	11	40,527
80%	197	—	—	197
85%	45,004	8,767	10	43,307
90%～100%	15,629	4,030	10	15,003
105%～130%	15,557	—	—	15,486
150%	8,980	65	15	8,814
250%	901	—	—	901
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	798,252	66,462	10	794,815

(注) 1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況 | 単体情報

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	6,437	1,817	36,874	39,367	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,440	1,440	1,115	1,115
非上場株式等	4,638	—	4,637	—
合計	6,079	1,440	5,753	1,115

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 当項目に該当するもののうち、株式関連投資信託に含まれるエクスポージャーについては上場株式等に一括して含めております。

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	0	284
売却損	13	0
償却	—	—

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	407	500

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—



■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	38,648	29,994
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク(I R R B B)					
項番		ΔEVE (経済価値ベースの金利リスク指標)		ΔNII (収益ベースの金利リスク指標)	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方パラレルシフト	13,332	16,911	△ 1,668	△ 1,434
2	下方パラレルシフト	△ 14,757	△ 18,707	1,719	756
3	スティープ化	12,506	14,930		
4	フラット化	△ 8,586	△ 10,256		
5	短期金利上昇	899	1,822		
6	短期金利低下	△ 731	△ 1,623		
7	最大値	13,332	16,911	1,719	756
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	29,737		28,765	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. ΔEVEにおける適用する金利ショックシナリオは、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化のうち、リスク量が最も過大となる金利ショックシナリオを採用しています。
3. 適用する通貨別金利ショック幅は、円通貨 100 BPV 上昇、外国通貨 200 BPV・250 BPV・300 BPV 上昇を適用しています。
4. ΔEVEは、保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義しております。
5. ΔNIIは、金利ショックが、基準日から 12 か月間の純金利収入(受取利息と支払利息の差)に与える影響として定義しております。

Ⅱ. 連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	29,212	30,445
うち、出資金及び資本剰余金の額	15,390	15,384
うち、利益剰余金の額	13,962	15,200
うち、外部流出予定額(△)	139	139
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0	△ 0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	596	457
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	596	457
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	29,809	30,902
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	168	130
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	168	130
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	860	1,020
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	1,028	1,150
自己資本		
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	28,780	29,751
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	301,686	300,613
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	15,386	15,843
信用リスク・アセット調整額		
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	317,072	316,456
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	9.07%	9.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



2. 定量的な開示事項

■その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)「その他金融機関等」とは、自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

該当ありません。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	301,686	12,067	300,613	12,024
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	279,966	11,198	276,172	11,046
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	140	5
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	82	3	82	3
我が国の政府関係機関向け	310	12	360	14
地方三公社向け	60	2	60	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	59,263	2,370	56,787	2,271
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	4,440	177	4,295	171
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債券向けを含む。)	75,570	3,022	75,364	3,014
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,110	1,204	31,015	1,240
トランザクター向け	674	26	636	25
不動産関連向け	81,653	3,266	80,497	3,219
自己居住用不動産等向け	58,830	2,353	57,248	2,289
賃貸用不動産向け	21,293	851	22,137	885
事業用不動産関連向け	1,529	61	1,111	44
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,106	84	2,503	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	12,752	510	11,822	472
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	721	28	751	30
取立未済手形	21	0	17	0
信用保証協会等による保証付	2,000	80	1,967	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,309	52	1,158	46
上記以外	14,003	560	13,641	545
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	6,564	262	6,418	256
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,438	297	7,222	288
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	21,719	868	24,441	977
ルック・スルー方式	21,719	868	24,441	977
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,386	615	15,843	633
BI	10,257	—	10,562	—
BIC	1,230	—	1,267	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	317,072	12,682	316,456	12,658

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

5. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

6. 連結総所要自己資本額=連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

自己資本の充実の状況 | 連結情報

■信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ 取引			
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
国内		808,934	803,463	376,031	375,499	134,398	139,360	—	—	20,512	19,779
国外		18,955	19,462	—	—	18,955	19,462	—	—	—	—
地域別合計		827,890	822,925	376,031	375,499	153,354	158,822	—	—	20,512	19,779
製造業		44,510	44,962	20,394	20,346	23,833	24,456	—	—	3,014	3,231
農業、林業		827	771	827	771	—	—	—	—	43	53
漁業		42	36	42	36	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		359	368	359	368	—	—	—	—	67	65
建設業		33,877	34,220	32,504	33,158	1,301	1,000	—	—	2,590	2,759
電気・ガス・ 熱供給・水道業		9,219	9,832	1,090	960	8,029	8,772	—	—	—	—
情報通信業		2,240	2,036	326	351	1,903	1,683	—	—	—	—
運輸業、郵便業		16,672	17,076	6,613	6,445	9,912	10,533	—	—	440	508
卸売業、小売業		37,211	36,010	31,858	30,520	5,333	5,490	—	—	3,059	3,285
金融業、保険業		355,822	345,178	37,039	36,867	37,650	37,416	—	—	—	—
不動産業		42,753	42,614	36,287	35,966	6,004	6,357	—	—	2,833	1,478
物品賃貸業		1,487	1,314	1,487	1,314	—	—	—	—	6	6
学術研究、 専門・技術サービス業		1,974	1,993	1,949	1,968	—	—	—	—	31	29
宿泊業		13,659	12,996	13,659	12,996	—	—	—	—	2,819	3,020
飲食業		6,886	6,523	6,886	6,523	—	—	—	—	1,529	1,312
生活関連サービス業、 娯楽業		7,808	7,712	7,788	7,693	—	—	—	—	1,351	1,156
教育、学習支援業		1,443	1,552	1,443	1,552	—	—	—	—	37	34
医療、福祉		13,276	13,654	13,276	13,654	—	—	—	—	1,380	1,528
その他のサービス		8,621	8,944	5,824	5,687	2,169	1,869	—	—	249	238
国・地方公共団体等		91,441	99,168	34,018	37,628	57,215	61,242	—	—	—	—
個人		122,352	120,684	122,352	120,684	—	—	—	—	1,056	1,038
その他		15,389	15,271	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計		827,880	822,925	376,031	375,499	153,354	158,822	—	—	20,512	19,779
1年以下		146,049	175,679	49,090	46,105	11,013	21,422	—	—		
1年超3年以下		92,561	92,236	12,768	14,912	39,730	44,762	—	—		
3年超5年以下		67,557	61,404	24,092	34,378	27,961	25,525	—	—		
5年超7年以下		49,261	42,353	43,506	32,852	5,755	4,494	—	—		
7年超10年以下		87,511	93,669	58,072	59,961	18,423	26,698	—	—		
10年超		287,632	270,827	185,992	184,740	50,469	35,918	—	—		
期間の定め のないもの		97,305	86,753	2,508	2,548	—	—	—	—		
残存期間別合計		827,880	822,925	376,031	375,499	153,354	158,822	—	—		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「延滞エクスポージャー等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、

「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には当金庫の有形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和7年度					
現金	7,862	—	7,862	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	81,611	—	81,611	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,004	—	1,004	—	140	14%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	69,927	—	69,927	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	826	—	826	—	82	9%
我が国の政府関係機関向け	4,600	—	4,600	—	360	7%
地方三公社向け	2,300	—	2,300	—	60	2%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	263,479	—	263,479	—	56,787	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	13,730	—	13,730	—	4,295	31%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	132,854	12,607	129,287	1,262	75,364	57%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	54,467	53,531	51,111	2,880	31,015	57%
トランザクター向け	—	39,388	—	1,749	636	36%
不動産関連向け	135,154	—	134,645	—	80,497	59%
自己居住用不動産等向け	106,565	—	106,247	—	57,248	53%
賃貸用不動産向け	26,984	—	26,809	—	22,137	82%
事業用不動産関連向け	1,604	—	1,587	—	1,111	69%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
A D C 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	2,003	—	2,003	—	2,503	124%
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	9,176	158	8,996	17	11,822	131%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	893	—	893	—	751	84%
取立未済手形	89	—	89	—	17	19%
信用保証協会等による保証付	31,097	163	31,097	16	1,967	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	891	—	891	—	1,158	130%
合計					262,530	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況 | 連結情報

標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと 並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和7年度															
現金	7,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	81,611	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	300	-	-	704	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	69,927	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	826	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	992	3,607	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	2,000	-	-	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	229,388	-	30,976	-	-	-	-	-	-	2,916	-	-	-
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	5,026	-	5,605	-	-	-	-	-	-	2,901	-	-	-
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	41,246	-	-	-	-	-	-	-	-	29,580	-	-	-
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	1	-	15,195	-	-	-	-	-	-	-	1,145	3,511	-	-	-
トランザクター向け	-	-	-	603	-	-	-	-	-	-	-	1,145	-	-	-	-
不動産関連向け	-	3	-	21,517	2,443	8,595	-	1,390	5	4,715	-	2,640	6,460	-	1,915	-
自己居住用不動産等向け	-	3	-	21,517	2,443	6,393	-	-	5	4,715	-	-	6,460	-	-	-
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	2,202	-	1,390	-	-	-	2,640	-	-	1,915	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	19	-	34	-	-	-	-	-	-	-	-	1,089	-	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	176	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
取立未済手形	-	-	-	89	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	11,439	19,674	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	174,134	24,133	-	308,652	2,443	39,572	-	1,390	5	4,715	-	3,786	43,559	-	1,915	-

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和7年度															
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,862
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81,611
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,004
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	69,927
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	826
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,600
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,300
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	263,479
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	197	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,730
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	3,608	-	43,307	-	-	12,806	-	-	-	-	-	-	-	-	130,550
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	33,730	-	-	-	-	407	-	-	-	-	-	-	-	-	53,991
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,749
不動産関連向け	66,267	3,188	-	-	-	-	-	15,486	-	-	-	14	-	-	-	134,645
自己居住用不動産等向け	64,679	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,247
賃貸用不動産向け	-	3,159	-	-	-	-	-	15,486	-	-	-	14	-	-	-	26,809
事業用不動産関連向け	1,587	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,587
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
A D C向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,003	-	-	-	2,003
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	1,073	-	-	-	-	6,797	-	-	-	9,013
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	715	-	-	-	-	-	-	-	-	893
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,114
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	891	-	-	891
合計	66,267	40,527	197	43,307	-	-	15,003	15,486	-	-	-	8,814	891	-	-	794,805

自己資本の充実の状況 | 連結情報

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	549,847	10,056	10	550,651
40%～70%	124,226	34,235	10	125,238
75%	38,358	9,687	12	36,003
80%	—	—	—	—
85%	48,330	9,050	10	46,045
90%～100%	15,437	4,376	10	14,691
105%～130%	15,949	—	—	15,864
150%	9,800	86	10	9,709
250%	1,309	—	—	1,309
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	803,259	67,493	10	799,512

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	549,580	9,628	10	550,332
40%～70%	119,291	33,441	10	120,243
75%	43,108	10,528	11	40,527
80%	197	—	—	197
85%	45,004	8,767	10	43,307
90%～100%	15,629	4,030	10	15,003
105%～130%	15,557	—	—	15,486
150%	8,980	65	15	8,814
250%	891	—	—	891
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	798,242	66,462	10	794,805

(注)1. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことで。



■出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	1,440	1,440	1,115	1,115
非上場株式等	4,628	—	4,627	—
合計	6,069	1,440	5,743	1,115

(注)連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

■金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

銀行勘定の金利リスク (IRRBB)					
項番		ΔEVE (経済価値ベースの金利リスク指標)		ΔNII (収益ベースの金利リスク指標)	
		令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
1	上方平行シフト	13,332	16,911	△ 1,668	△ 1,434
2	下方平行シフト	△ 14,757	△ 18,707	1,719	756
3	スティープ化	12,506	14,930		
4	フラット化	△ 8,586	△ 10,256		
5	短期金利上昇	899	1,823		
6	短期金利低下	△ 731	△ 1,624		
7	最大値	13,332	16,911	1,719	756
		令和7年度		令和6年度	
8	自己資本の額	29,751		28,780	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
2. ΔEVEにおける適用する金利ショックシナリオは、上方平行シフト、下方平行シフト、スティープ化のうち、リスク量が最も過大となる金利ショックシナリオを採用しています。
3. 適用する通貨別金利ショック幅は、円通貨 100 BPV 上昇、外国通貨 200 BPV・250 BPV・300 BPV 上昇を適用しています。
4. ΔEVEは、保有するポジションの経済的価値の、金利ショックに対する減少額として定義しております。
5. ΔNIIは、金利ショックが、基準日から 12 か月間の純金利収入(受取利息と支払利息の差)に与える影響として定義しております。